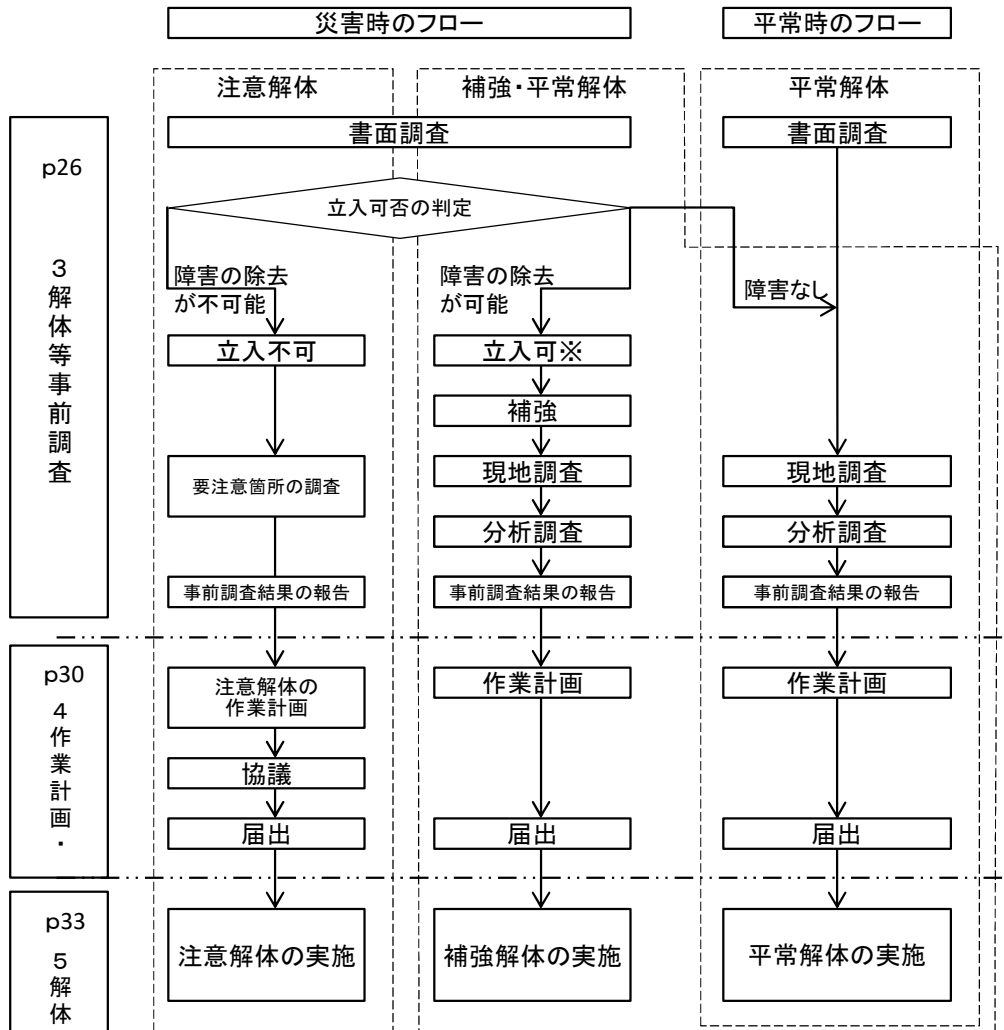


## 第4章 調査・計画・届出

本章では、被災した建築物等の解体及び補修に先立って、解体等工事の施工者が行う必要がある解体等事前調査、作業計画策定及び届出について示す。

### 1 解体等工事の概要

図4.1に解体時に必要となる手続きや作業内容の流れを示した。



※補強により立入り可となるものも含む

備考1) 建築物等の一部を注意解体する場合等は、平常解体と注意解体の複合となる場合もある。

備考2) 平常解体を予定して調査を行ったところ、石綿含有建築材料があり、除去には補強が必要な場合等は、補強後に除去・解体する。

図4.1 調査から解体までの流れ (平常時を含む)

## 2 解体等工事の事前調査の留意点

### (1) 調査の責任

#### 【実施事項】

- 災害時の緊急時においても石綿による健康被害等を防ぐため、解体等工事を行う建築物等について、解体等事前調査は、施工者の責任において適切に実施する。
- また、発注者は建築物等の設計図書等石綿含有建築材料の使用状況に関する情報を提供するよう努める。

施工者

発注者

#### 【解説】

- 事前調査の実施者は、法令に従い、すべての建築物等の解体・改造又は補修の作業を伴う工事の施工者とする。大防法（第18条の15）に基づく解体等工事に係る調査及び石綿障害予防規則（第3条）に基づく解体等事前調査は、災害時においても石綿の飛散防止が重要であることから実施しなければならない。
- また、発注者は大防法（第18条の15第2項）において、施工者に対し石綿含有建築材料の使用状況に関する情報を提供するよう努めることが定められている。特に災害時には建築物等が被災し、十分に現地調査が行えないことが想定され、設計図書や過去の石綿含有に係る調査結果等の建築物に関する情報が非常に有益となる可能性が高いため、これらの情報は平常時から大切に保管、整理しておくことが望ましい。

### (2) 被災による障害の発生と安全配慮

#### 【実施事項】

- 被災による影響として、「情報喪失」「危険発生」及び「立入困難」という障害が予想される。石綿の飛散防止に当たり、これらの障害の除去、調査における安全への配慮は、施工者の責任において実施する。

施工者

#### 【解説】

- 災害時における解体等事前調査の実施は、建築物等の被災によって、表4.1に示されるような障害が発生する可能性がある。災害時に被災した建築物等の解体等事前調査の実施に当たっては、これらの障害への対応が必要となる。
- また、解体等事前調査において現地調査を実施するため、被災した建築物等への立入を行う際は、危険が伴うことに留意し、解体等を請け負った者は、自らの責任において安全の確保に努める。

表 4.1 建築物等の被災による解体等事前調査への障害

	障害の種類	事例
1	情報喪失障害	設計図書等の紛失
2	危険発生障害	建築物等の倒壊等による調査や作業の実施中に危険発生の可能性がある
3	立入障害	建築物等が倒壊してしまったために立入が困難又は不可能である

(3) 被災による障害への対応

【実施事項】

- 施工者は、できる限り平常時と同様に書面調査、現地調査（目視調査、分析調査）を実施する。
- 施工者は、被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入の可否を判断する。また、危険発生障害や立入障害がある場合は、補強を行う等障害を除去し、通常時と同様に解体等事前調査を実施する。
- なお、障害の除去が困難であり「立入不可」と判断した場合、環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署と協議を行う。

施工者

【解説】

- 災害時においても石綿の飛散防止は重要であるため、平常時同様に適切な事前調査を行う。
- ただ、建築物等が被災による影響を受けている場合は、作業者の安全に配慮することも必要となる。建築物等への立入の判断は、安全確保の可否を基準に施工者の責任において実施する。
- 部分的に立入不可と判断されても、他の部分では立入可能な場合もあるため、そのような意識を持って判断し、できる限り補強等により障害を除去するように努める。

### 3 災害時における解体等工事の事前調査の実施

**【調査の基本事項】**

- 解体等工事の事前調査には書面調査と現地調査(目視調査及び分析調査)がある。事前調査の一般的な手順を図4.2に示す。
- なお、令和5年10月1日から、解体等事前調査の実施者は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者等、石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが義務付けられている。

**事前調査の手順**

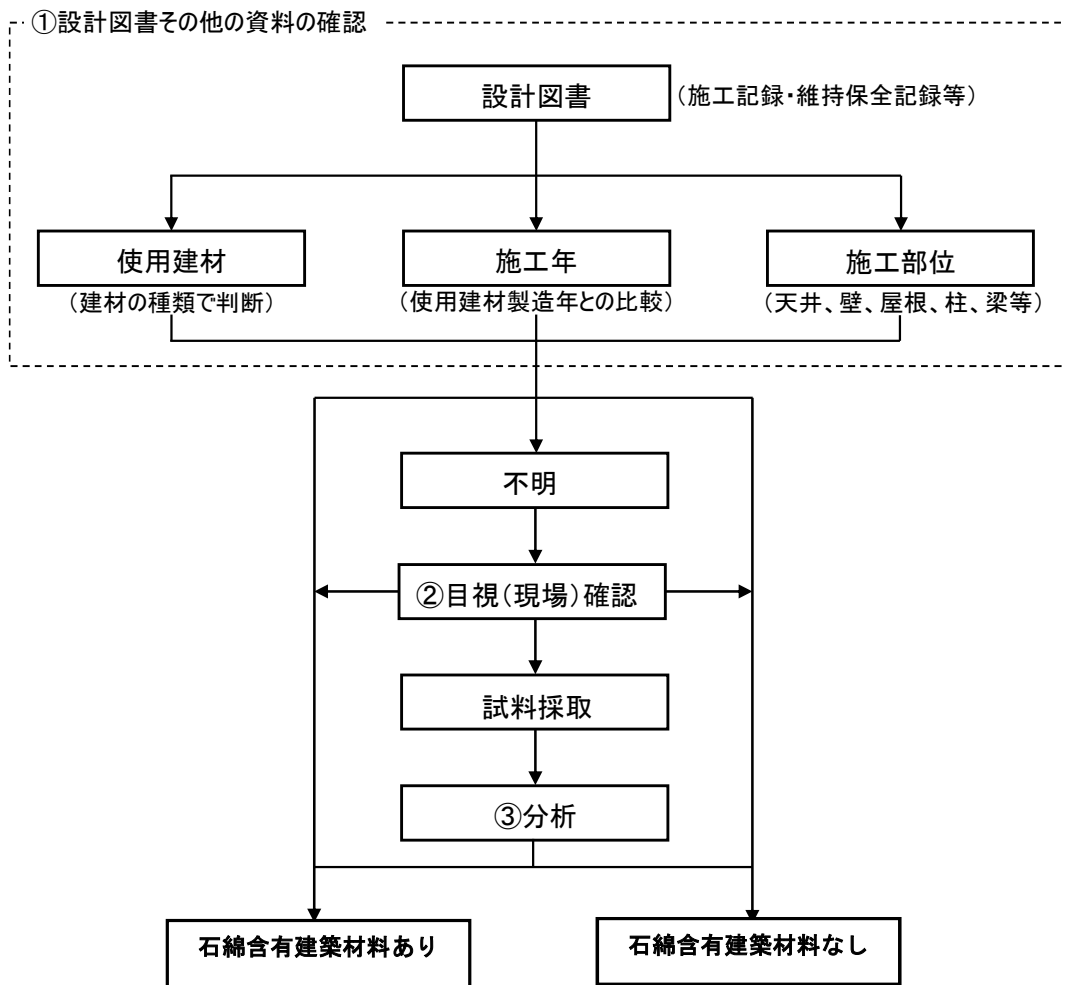


図 4.2 解体等事前調査の一般的な手順

(1) 書面調査

**【実施事項】**

- 施工者は、設計図書及び維持管理記録等により、石綿の使用の有無を確認する。なお、書面等と現地の状況が異なっていることも多く見受けられるため、書面調査と併せて可能な限り現地調査も行うこととする。

施工者

【解説】

- 建築や改修当時の材料、工法等が記載されている設計図書や維持管理記録等から、石綿含有建築材料の可能性のあるものを抽出し、施工年と使用建築材料の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を確認する。
- 書面調査を行った場合でも、改修等で書面と現地の状況が異なっていることも多いため、後述のとおり立入可否の判断を行い、可能な限り現地調査を行う。

<参考> 石綿（アスベスト）建材データベース

URL : <https://asbestos-database.jp/> (国土交通省、経済産業省)

表 4.2 確認事項

1	建築材料の分類	全ての石綿含有建築材料(吹付け材、断熱材・保温材、耐火被覆材、仕上塗材、成形板等)
2	建築材料の種類	吹付けロックウール、ひる石吹付け、煙突用断熱材、耐火被覆材、仕上塗材、スレート材、ケイ酸カルシウム板、ビニル床タイル等
3	施工場所	施工箇所、面積等
4	施工時期	製造時期
5	商品名・メーカー	

(2) 立入可否の判断

【実施事項】

- 施工者は、被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入の可否を判断する。また、判断の結果に基づき障害の除去等の措置を行う。

施工者

【解説】

- 建築物等への立入の判断は、施工者の責任において安全確保の可否を基準に施工者の責任において実施する。ただし、可能な限り補強等の実施による障害除去に努める。

(3) 立入可能な場合の対処

【実施事項】

- 施工者は、被災による障害の除去が可能である場合は、「立入可」として障害を取り除き、平常時と同様に現地調査を実施する。

施工者

【解説】

- 建築物等の補強や周辺の危険建築物の撤去等により、障害が除去された場合は、平常時と同様に現地調査を実施する。
- また、建築物全体として障害を除去できない場合においても、障害の除去が可能な範囲については、「立入可」として調査を実施する。

(4) 現地調査

【実施事項】

- 施工者は、書面調査の結果に基づき、石綿使用の不明な箇所及び疑わしい箇所を中心に目視調査を実施する。
- また、目視調査により石綿含有の疑いのあるものについては、分析調査を実施する。ただし、石綿を含有しているとみなして除去工事を行う場合は分析調査を実施しなくとも良い。

施工者

【解説】

- 目視により石綿の使用の可能性が疑われる建築材料の有無や建築材料の種類及び施工場所等を把握する。また、過去の改修等で書面等と状況が異なっていることも多く見受けられるため、現地調査で書面調査の結果と相違無いか確認する。
- 建築材料の種類、メーカー、商品名、製造時期等から石綿含有の有無を判断するが、石綿含有が不明なものについては、石綿が含有しているとみなして除去する場合を除いて、分析調査を実施する。

(5) 立入不可能な場合の対処

【実施事項】

- 施工者は、被災による障害により建築物等の全部又は一部区画を「立入不可」と判断した場合、「注意解体」として石綿の飛散防止に努める。また、飛散性が高い石綿含有吹付け材や断熱材、保温材等が使用されている可能性のある建築物等(『表 4.3 飛散性の高い石綿含有建築材料の使用頻度が高い箇所』参照)について「注意解体」を実施する場合は、環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署と協議を行う。

施工者

【解説】

- 安全等の問題から補強によっても「立入不可」と判断した場合、その解体は「注意解体」とする。前述のとおり、石綿の使用状況を把握するにあたって現地調査は非常に重要であるが、災害時においては「危険発生障害」及び「立入障害」によって、現地調査が困難となる場合があることが想定される。

この際、「立入不可」となる範囲には石綿が使用されている可能性が残されたまま、解体等工事を実施することとなる。従って、このような場合、鉄骨造の建築物等については(表 4.3 参照)飛散性の高い石綿含有建築材料が使用されている可能性があるため、環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署と事前に協議を行う。

表 4.3 飛散性の高い石綿含有建築材料の使用頻度が高い箇所

建築物の構造	使用頻度が高い箇所
鉄骨造	鉄骨全面（吹付け材）
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	機械室、ボイラー室、エレベーター、空調機室、電気室（吹付け材）
建築設備	空調機や温水等の配管（保温材）、煙突（断熱材）

(6) 要注意箇所の調査

【実施事項】

○施工者は、被災による障害により建築物等への立入を不可と判断した場合でも、飛散性の高い石綿含有吹付け材や断熱材、保温材等に関しては可能な限り把握に努める。

施工者

【解説】

- 立入が困難な場合においても、協議の実施に先立って石綿含有吹付け材等、飛散性の高い石綿含有建築材料についてその施工状況を可能な限り把握しておくことが望ましい。
- 現地調査は安全を優先するものとする。ただし、現時点において実施できなくても、解体の進行とともに調査が実施可能となるよう作業工程を調整し、可能となった時点で調査を実施する等安全への配慮と石綿の飛散防止の両立を図る。

(7) 事前調査結果の報告

【実施事項】

○施工者は、石綿の使用の有無によらず、解体等工事に着手する前に事前調査結果を環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署に報告する。

○施工者は事前調査の結果を発注者へ説明を行う。また、事前調査に関する記録を作成し、その控えを解体等工事の現場に備え置きするとともに、解体等工事の終了後3年間保存する。

施工者

【解説】

- 大防法（第18条の15）では、施工者に事前調査の結果を発注者へ書面を交付して説明すること、調査に関する記録を作成し、その控えを保存すること、解体等工事の現場に備え置き、かつ、調査結果を解体等工事の現場において公衆に見えやすいよう掲示するよう定めている。また、調査を行ったときは、遅滞なく当該調査の結果を都道府県知事に報告するよう定めている。これらについては、災害時においても、平常時同様に行う。

## 4 作業計画・届出

事前調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認された場合は、作業計画を作成する。また、工事規模や石綿含有建築材料の種類、使用量等によって、関係法令に基づく届出が必要である。

### (1) 作業計画と届出

#### 【実施事項】

○施工者は事前調査の結果に基づき作業計画を作成する。また、当該解体等工事が法令による届出対象の場合は、環境局環境対策推進課に届ける。

施工者

#### 【解説】

- 事前調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認された場合は、作業計画を作成する。
- また、工事規模や石綿含有建築材料の種類、使用量等によって大防法や市条例に基づく届出が必要である。

### (2) 立入可の作業計画

#### 【実施事項】

○施工者は被災による障害を除去可能と判断した範囲においては、障害を除去した後、平常時と同様の作業計画の作成、届出及び解体を実施する。

施工者

### (3) 立入不可の作業計画

#### 【実施事項】

○施工者は、被災による障害により当該建築物等について「立入不可」と判断し、「注意解体」とした場合、作業計画には、石綿飛散防止措置及び解体、改造又は補修の作業中の調査計画を盛り込む。

施工者

#### 【解説】

- 現状で立入困難な場合においても、解体等工事の進行に伴って立入が可能となる場合がある。作業計画の策定にあたっては、障害の除去に主眼を置き、立入可能となった段階で現地調査が実施できなかった箇所について調査を実施する旨を定め、石綿の飛散防止に努める。
- また、解体、改造又は補修の作業中も安全に施工可能な範囲で順次調査を実施し、極力調査結果が判明した後に解体等を実施する計画とする。なお、新たに石綿含有建築材料が発見された場合には、その都度作業計画の見直しを行う。
- 作業計画におけるチェックポイントを表4.4に示す。



表4.4 立入不可時の作業計画におけるチェックポイント

	ポイント
1	現地調査を行っていない範囲からの解体はできる限り避ける。
2	除去可能な障害の原因がある場合、障害の除去から始め、現地調査の可能範囲を広げられるよう努める(瓦の落下による障害の原因除去等)。
3	解体を周辺部分から行う等の措置によって、現地調査の可能範囲を広げられるように努める。
4	障害の原因の除去及び周辺部分からの解体等によって、調査可能範囲が広がった場合、現地調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを作業計画に盛り込む。
5	石綿含有建築材料の除去方法の選択は次の優先順で選択されている。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常どおり事前に除去 優先順2 周辺部分から注意解体し、安全確保後に除去 優先順3 適切な飛散防止措置を実施し、解体・分別
6	第5章「表5.3 注意解体の実施事項(p.36)」の事項を満たしている。
7	解体中の新たな石綿発見時の対応について記載されている。 (環境局環境対策推進課への報告と作業計画の修正及び協議)

(4) 協議

【実施事項】

○施工者は、飛散性が高い石綿含有吹付け材や断熱材、保温材等が使用されている可能性のある建築物等(『表4.3 飛散性の高い石綿含有建築材料の使用頻度が高い箇所』参照)について、被災による障害により建築物等又は建築物等の一部区画を「立入不可」と判断し、「注意解体」を実施する場合は、環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署と協議を行う。

施工者

【解説】

- 鉄骨造の建築物等、飛散性の高い石綿含有建築材料が使用されている可能性がある建築物等(表 4.3 参照) について「注意解体」を実施する場合は、可能な限り書面調査を実施し、大防法を所管する環境局環境対策推進課や石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署と協議を行う。
- 環境局環境対策推進課は、立入不可時の作業計画におけるチェックポイント(表4.4参照)を元に、適切な作業計画であるかを確認し、計画の内容を適切に実施し石綿の飛散防止に努めるよう指導する。更に、石綿含有建築材料が使用されている可能性がある場合は、必要な届出を指導する。
- なお、協議にあたっては、表4.5に示す協議用の資料を作成することが望ましい。

表4.5 協議用の資料

1	対象工事の位置図(住宅地図等)
2	現場の写真(周辺4方向以上)
3	建築物の構造と見取り図(立入不可である範囲の明示)
4	書面調査の結果
5	要注意箇所の調査結果
6	作業計画
7	その他